

改定後	改定前
<p>第1条（本会員） 三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約および「三井住友VISAカード&amp;三井住友マスターカード会員規約（ビジネスカード for Owners・ビジネスオーナーズ）」（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を本会員とします。</p>	<p>第1条（本会員） 三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に対し、本特約および「三井住友VISAカード&amp;三井住友マスターカード会員規約（ビジネスカード for Owner）」（以下「会員規約」という）を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を本会員とします。</p>
<p>第5条（支払の受任の継続） カード切替（更新、ランクアップ、ランクダウン等を含む）時において、あるいは三井住友VISAカード&amp;三井住友マスターカード会員規約（ビジネスカード for Owners・ビジネスオーナーズ）第9条に定めるカードの利用枠の変更があった場合においても、本会員または支払受任者から当社に申出がない場合、切替後のカードにおいても、本会員は会員債務を支払受任者の口座からの自動払込みにより当社に支払い、支払受任者は支払の受任の継続を承諾したものとします。</p>	<p>第5条（支払の受任の継続） カード切替（更新、ランクアップ、ランクダウン等を含む）時において、あるいは三井住友VISAカード&amp;三井住友マスターカード会員規約（ビジネスカード for Owners）第9条に定めるカードの利用枠の変更があった場合においても、本会員または支払受任者から当社に申出がない場合、切替後のカードにおいても、本会員は会員債務を支払受任者の口座からの自動払込みにより当社に支払い、支払受任者は支払の受任の継続を承諾したものとします。</p>